

近世たたら村落の山野における空間構成と資源利用

— 伯耆国日野郡砥波村を例に —

加 地 至

- I. はじめに
- II. 農鉱複合空間としての山野
 - (1) たたら製鉄と藩・鉄山師・村方
 - (2) 山野を構成する地目
 - (3) 資源をめぐる対立の構図
- III. 山絵図面からみた山野の空間構成
 - (1) 阿毘縁郷のたたら製鉄と木下家
 - (2) 砥波村の耕地と山野
 - (3) 鉱業的土地利用の展開
- IV. 生木売買と鉄山林交換事例からみた森林資源
 - (1) 生木売買の区画と資源評価
 - (2) 鉄山林交換事例における資源評価
 - (3) 鉄山林の所持と管理
- V. おわりに

I. はじめに

たたら製鉄は、送風装置を備えた粘土製の炉を用い、木炭によって砂鉄を還元する製錬法をさす。また広義には、^{たたら}鋸場での製錬と鍛冶場（大鍛冶場）での精錬、これに原料生産や搬送も加えた鉱業連関の総体ともいえる。近世期その一大中心となっていたのが、中国地方の内陸山間から日本海沿海にかけての地域であった。とくに内陸山間の村々では、この在来技術による素材鉄生産および砂鉄採取・薪炭生産・搬送など関連産業の盛行が、集落の形成と存続に大きな役割を果たしたと

される。表題の「たたら村落」は、そのような村の総称である。具体的には、山野に鉄穴^{かんな}流しとよばれる砂鉄採取の施設や製鉄向けの薪炭林が配されたり、さまざまな製鉄関連の生産活動が展開した村々を想定している。

たたら村落では、村境の内外を問わず村人の日常生活圏内に鋳鍛作業場が立地することで、村内の鉱物資源（砂鉄）や森林資源（薪炭材）の商品化が図られ、土地・水・労働力も含めた地域資源の利用が進んだと考えられる。しかしその具体相は、事例研究の遅れもあってあまり知られていない。そこで本稿は、たたら村落を藩政村レベルで一つ選び、絵図や文書史料をもとに、その空間構成と資源利用活動について、薪炭林をめぐる各主体の権利関係に着目しながら考えてみたい。主な問題関心は、以下の4点にある。

まず第1に、藩政村を単位とする地縁集団が、資源にかかわる利害関係者として重要な役割を果たしていたことである。かつて筆者は、村方（^{じかた}地方）と鉄業者（鉄山師、出雲国では鉄師と称する）が協議・交渉のうえ取り交わした成文規約、いわゆる「村議定」を検討した¹⁾。そのなかで、地縁集団としての村方と職能集団を率いる鉄業者の関係が、必ずしも従属・支配の構図だけではとらえきれないこと、さらに村方が村内資源の商品化と権益の確保を図る主体として無視できない存在であったことに注目した。本稿が村請制のも

キーワード：たたら製鉄、鉄山林、資源利用、絵図、砥波村

とにあった藩政村を一つの空間単位とみなし、それをたたら村落としてとりあげる理由はここにある。そこで問題となるのは、製鉄関連の諸施設と製鉄専業世帯の居住空間が一体化した、いわゆる山内集落の位置づけである。本稿ではこれを、たたら村落の山野の一角に造成された局所的かつ期間限定的な鉱業空間ととらえておく²⁾。また、その有無はたたら村落の要件とはしない。

第2に、たたら村落の山野において資源利用活動がある広がりをもってなされるとすれば、まず問われるのはその空間的側面であろう。空中写真の判読や現地観察、景観の復原など、これまで地理学的研究の独自性を発揮してきた方法に加え、広がりや境界を視覚的に表現した絵図が利用できれば、たたら村落の空間構成をより具体的な姿でとらえる手がかかりとなる。しかし鉄業者文書の調査が進みつつある現在でも、たたら村落を描いた絵図類の所在情報は乏しく、閲覧も容易でない。そうした制約のなか、松尾容孝³⁾によって鉄穴流し絵図と田地絵図の分析がなされたことの意義は大きい。ただ山野を描いた近世の山絵図にかんしていえば、わずかに佐竹昭⁴⁾による紹介と拙稿⁵⁾の言及があるにすぎず、資源利用の空間的側面にかんする議論は深まっているとはいえない。地域や時期ごとに多様な山野利用の実態を想起すれば、さらなる事例の収集も課題となろう。

第3に、森林資源の利用や管理にかんする事例研究が、立ち遅れていることである。たたら製鉄の地理学的研究は、これまでどちらかといえば砂鉄採取を中心とする鉱業的側面に重点を置きながら進められてきた。鉄穴流しにともなう地形改変をとりあげた貞方昇⁶⁾および土地開発や集落形成を論じた徳安浩明⁷⁾が、その代表的な成果としてあげられよう。しかし、もう一つの主原料たる薪炭材つまり森林資源の利用については、鉄穴流しのようにたたら製鉄に特有の活動ではないため

か等閑に付されがちで、そのことが資源利用活動の全貌をとらえがたいものになっている。

第4に、砂鉄と薪炭材は、前者の枯渇性と後者の再生可能性からすれば異質といえようが、砂鉄採取も薪炭生産も、特定の権利関係のもとで境界を画した空間的広がり、つまり「領域」において展開する人間活動という意味で、領域的活動とみることができる⁸⁾。資源利用を領域的活動の一つととらえるならば、資源へのアクセスを規定する主体間の権利関係は重要な検討課題となろう。

以下、まず近世たたら村落の山野における資源利用を、空間スケールと地目構成、主体間の対立構図から整理したうえで(Ⅱ章)、絵図をもとに山野の空間構成と土地利用を読み解き(Ⅲ章)、さらに関連する文書史料から売買や交換事例における区画と資源評価の問題を論じ(Ⅳ章)、最後に資源利用にかかわる各主体の権利関係をまとめた(Ⅴ章)。

Ⅱ. 農鉱複合空間としての山野

(1) たたら製鉄と藩・鉄山師・村方

本稿がとりあげるのは、鳥取藩領西半、伯耆国日野郡の一村落である。鳥取藩は藩政初期から日野郡諸村にたいし年貢米を地蔵へ納めさせ、それを鉄山師が買い取った代銀で上納させる「地払銀納」を行ってきた。同郡が「奥入山中」に位置し、沿海部に偏在する藩倉から遠いことがその理由であるが、この処遇は、「山林鉄砂ヲ以他国ヨリ金銀ヲ取入」れる製鉄業の存在を前提としていた⁹⁾。また藩は鉄山師や鉄山林・鉄穴の所持人に鉦役・鍛冶屋役・山柄役・大炭役・鉄穴役などの運上・小物成を課すだけでなく、「古来より鉄山第一之御郡」たる日野郡にたいしては、生木を売却した山所持人にその代銀の1割(十歩一銀)を上納させることとした¹⁰⁾。こうした例にみるように、たたら製鉄は藩の公租体系に組み込まれ、有力鉄山師からの献金とともに重要な財源となっていた。

ただ鳥取藩領では製鉄事業にたいする藩の規制は緩く、そのことが参入を容易にしたため、多くの鉄山師が興亡・盛衰を遂げたとされる¹¹⁾。鉄山師といっても、農業のかたわら原料・資金を工面しながら単独ないし寄合で一つの作業場を操業する村方鉄山師と、複数の鉦鍛作業場を各所に配置してほぼ通年操業する大経営の鉄山師とでは、関与する空間的広がり異なる。そして鉄山師と村方との間で生じる摩擦の構図も、多様な鉄山師の経営的特質を反映して、同じとは限らない。しかしいずれの鉄業者も、安価で安定的な原料調達を指向する点では共通していたはずで、個々の作業場レベルでみれば、担夫と駄獣による陸上輸送の場合、輸送費の制約から原料調達圏の広がりには限界があった¹²⁾。

日野郡では原料生産・搬送・製鉄補助労働といった製鉄関連部門を「鉄山稼」と称し、作業場近傍の村人がこれに従事した。たとえば原料生産のうち砂鉄採取は、「末々御百姓専一之^{かきぎ}採¹³⁾」とみなされており、製炭についても、作業場ごとに状況は異なるものの「抱え^{やまこ}山子」(鉄山師直属の製炭労働者)以外の「村方山子」が少なからず存在した。また村

人が地縁集団として領域意識を共有し、村というスケールで経済的利益の最大化を図ろうとしていたことは、先述の村議定からだけでなく、機会あるごとに鉦鍛作業場の自村への誘致を有力鉄山師へはたらきかけた事実からもうかがえる。

鳥取藩は領内経済に占める製鉄業の重要性を認識し、「伯州鉄山之儀は御国益随一之産物」¹⁴⁾と位置づけていた。日野郡にたいする藩政上の関心もそこから発している。大経営の鉄山師の場合、自身の浮沈は藩域を越えた遠隔地での販売利益にかかっているが、そのいっぽうで労働集約的な原料の調達をめづつては、村方の利害と向き合わねばならなかった。村にとっては、村内の資源をいかに商品化するかが、自らの存続を左右する重要課題となる。このように、藩・鉄山師・村方それぞれが空間スケールを異にした関心・利害から、たたら製鉄とかかわってきたのである。

(2) 山野を構成する地目

山野の空間構成を知るために、本節ではまず山野の地目名称をみておきたい。表1では、たたら村落の山野を描いた管見の山絵図

表1 山絵図類に描かれた山野の地目

「絵図表題」 国郡村名	地目				作成の事情・目的 作成年 所蔵先〔文書番号〕
	草山	百姓持林	鉄山林	その他	
「飯石郡広瀬御領分入間竹尾両村之内鉄山境目論所熟談内済境り渡図面」 出雲国飯石郡入間村・同竹尾村	百姓持山 (赤色)		綿屋支配鉄山 (黄色・墨色)	—	百姓持山と鉄山の山境争論内済文政3(1820)年 島根県立図書館*〔180-20〕
「刀根村鉄山地下山境図面」 出雲国飯石郡刀根村	地下芳草山 (黄色)	地下方腰林 (青色)	綿屋鉄山 (栗色)	御建山 (青色に朱書)	村内の地目境界を画定 文政13(1830)年 田部家〔28-62〕
「他村庄屋共取扱いし候節反部村より指出し候絵図」 出雲国飯石郡反部村・同八幡領	草山 腰林内山 (無彩色)		鉄山 (墨色)	—	生木売却をめぐる山境争論年欠(寛政11年力) 島根県立図書館*〔245-11〕
「朝原村山図面」 出雲国飯石郡朝原村	礮山 (黄色)	腰林 (緑色)	鉄山 (墨色に点描)	野山 (墨色)	不詳 年欠 田部家〔中22-5-26〕
「砥波村山絵図面」(後掲図2参照) 伯耆国日野郡砥波村	草山 (茶色)	木下山 (桃色)	〇〇山・〇〇谷 (緑青/墨色)	—	資産交換物件の位置を表示 天保10(1839)年 柴田家〔3972〕

*松江藩郡奉行所文書。

5 鋪について、草山・百姓持林・鉄山林という3つの地目に整理した。「御建山」(御立山・領主山)が加わったり、「こやし藺山」と「野山」(入会山)を分かつ例もあるが、たたら村落の山野を構成する基本的な要素としては、この3地目を想定してよからう。以下に、各地目の概要を試論的に示す。

〔草 山〕 柴草山・芝草山・こやし藺山・藺草山・養草山などの名称をもつ採草地で、草肥・飼料の給源となる。耕地を獣害から守る機能も期待された¹⁵⁾。疎林となっている場合もあり、実際の植生は草本のみとは限らない。村方が有用樹の植栽や開作を行ったり、鉄業者が生木を購入する例もみられた。村持・組持として入会利用されるもの、複数名が寄合利用するもの、個人持となっているものなど、所持・用益のあり方も一様ではない。百姓持林と同様に、水路や選鉱場など砂鉄採取の施設が設けられることがある。

〔百姓持林〕 村方が個人(ときに数名)で所持する樹林地をさし、中国地方では一般に「腰林」とよばれるが、鳥取藩領では「内林」と称した。所持する個人に優先的な利用権があり、売買・質入れも認められる。生活や生業に必要な資材の自給の利用を旨とするが、生木や木炭を鉦あるいは鉄業者へ売る商業的利用もみられ、その売り渡し先をめぐって村方と鉄業者が対立することがある。鉄業者が土地を買い取り、自らの薪炭材供給地に組み入れる例も少なくない。

〔鉄 山 林〕 たたら村落に特有の製鉄向け薪炭林で、萌芽更新と天然下種更新の併用によって維持された¹⁶⁾。樹種に適不適があるほか、大径木や幼木は製錬用木炭(大炭)には適さず、樹齢の進行による萌芽力低下も関係して、通例20数年から30年ほどの伐期齢で区画ごとに皆伐を繰り返す。1年を周期とする作物栽培や採草活動にくらべ、薪炭林利用の周期はきわめて長い。植生は、輪伐と持続的管理のもとで人為的な改変を受けている。

近世後期の鉄山林では、村内外の鉄業者が単独所持(丸持)ないし複数で共有(合持・相持・寄合持)する例が多い。村あるいは鉄業者以外の村人、有力商人が所持する例もみられた。売買には、生木だけを期限付きで売買する生木売買と、土地(地盤)を生木と一括りで売買する鉄山林売買とがある。伯耆国では持分権による共有が多く、共有人には持歩に応じて生木売却の利益配分を受ける権利とともに、運上や山番給などの管理経費を分担する義務があった¹⁷⁾。

なお伯耆国の証文類にみえる「○○山鉄山所」は本稿でいう鉄山林と同義で、鉦鍛作業場もしくはその開設可能性を含めた鉄山林の土地区画と解してよい。他方、地上に生育する薪炭林については「○○山鉄山所生木(立木)」などと称した¹⁸⁾。「鉄山」は出雲国では一般に製鉄用薪炭林をさすが、伯耆国などではたとえば「近年鉄山不作二付、村々及困窮」¹⁹⁾のように、製鉄業や鉦鍛作業場の意味で用いられることもあって注意を要する。紛らわしさを避けるため、本稿では「鉄山林」を原則とした。

製炭は、鉄山林内の谷沿いに配置した数か所から数十か所の炭窯で行う。明治期の例では、炭窯1基で10日程度をかけ、生木7.5トンから大炭1.7トンを焼成した(歩留まり23%)²⁰⁾。炭窯へ装填する前に切り落とした枝や樹径の小さいものは露天で焼き、精錬用木炭(小炭)に利用する。製錬には、粘土製の炉体や装入前の砂鉄を乾燥させたり、炉底に粉炭層をつくるため、薪も大量に消費した。

鉄山林の機能は、製鉄用薪炭材の給源となるだけではない。砂鉄採取のため山腹を掘り崩す切羽および水路の大部分は鉄山林の区画内にあることが多く、比重選鉱用の水源となる集水域も鉄山林と重なるのが通例である。砂鉄採取には、土地の利用や施設の構築も含め、薪炭材とは別に契約を必要とした。

上記3地目は、必ずしもそれぞれ独立して

並列的な関係にあったとは限らない。また山論で表面化するように、鉄業者と村方の間でとらえ方が異なることもめずらしくない。この点も含め、各地目の成立経緯、所持と用益のあり方、管理の実態など、検討すべき課題を多く残している。本稿が注目するのは、草山・百姓持林・鉄山林のいずれの地目においても、村方が生活と生業に必要な資材を得るという意味での資源利用と、鉄業者が製鉄原料の薪炭材・砂鉄を調達するという意味での資源利用が、地目ごとに比重の違いをとまなつつ重なりあっていた点である。前者を自給的・農業的利用、後者を鉱業的利用とすれば、たたら村落の山野は両者が重なる農鉱複合空間ととらえることができる。

(3) 資源をめぐる対立の構図

資源をめぐる利害対立では、多くの場合、当事者間の権利関係が争点となる。本節ではそのような事例を採録する『日本林制史資料』²¹⁾ などをもとに、山野の資源利用にかかわる主体間の利害対立の構図を概観しておきたい。想定しているのは近世後期における山陰地方内陸山間のたたら村落であるが、史料の多くは松江藩領に偏っている。次章以下で検討する鳥取藩領とはいくぶん事情が異なるとはいえ、資源をめぐる利害対立の構図には共通する部分も多いと考えられる。

まず、鉄業者と村方間で問題となるのは、(i) 鉄山林における村方の自給的・農業的利用と、(ii) 草山・百姓持林における鉄業者の鉱業的利用である。前者は山所持人(多くは鉄業者)から任命された山番²²⁾の摘発が発端となる例が多く、後者は村方側が鉄業者の資源利用活動を権益の侵害とみなすことで問題化した。

(i) 鉄山林における村方の自給的・農業的利用としては、①燃料・灯火材用に「薪」を採取する、②穀物乾燥用のはじめ木はじめ農具、垣杭など農業用資材および建築用資材と

して「用木」を採取する、③肥料・飼料用に「草」を採取する²³⁾、④耕地を開作したり有用樹を植栽する、⑤キノコ・果実・自然薯など林産物を採取する、といった行為があげられる。これらは入会山から続く利用慣行として容認される例も少なくないが、鉄山林となってから許容の範囲や条件がどのように変化したかは、鉄山林化の経緯もかかわって多様な実態が予想される。

鉄業者の側からすれば、①～③は不法採取・盗伐の横行を招くおそれがあるし、伐採後の故意による萌芽の伐り取りや放火とあいまって、「盛木」つまり薪炭林としての更新を妨げる草地化圧力となる。また④のような耕地化・樹園地化の圧力も鉄山林の薪炭材減少につながる。鉄業者が村方の用益活動を山番に監視させたり、村方に事前の申告を義務づけたのは、こうした事態を防ぐためであった。①～③は薪・用木・草肥の不足を背景とするが、鉄業者たちはその原因が、百姓持林・草山での有用樹植栽や開作など村方による利用行為の逸脱と過剰にあると主張した。

(ii) 草山・百姓持林における鉄業者の鉱業的利用としては、鉄業者が薪炭材を製鉄用に調達する以外に、砂鉄採取に必要な水路の敷設や選鉱場の設置がある。これらについても生活あるいは耕作に支障が生じるとして、村方側が異を唱えたり対価や代替措置を求める例がみられた。

上記(i)のうち鉄山林での薪・用木採取が問題化した事例では、村方側が詮証文を鉄業者へ差し出して落着ることが多い²⁴⁾。しかし鉄山林での採草活動については、草肥が不足すれば百姓相続さらには年貢上納に差し支えたと主張する村方にたいし、藩の関与もあって鉄業者は一定の譲歩を余儀なくされている。たとえば松江藩領飯石郡松笠村の滝谷鉄山林では、最終的に内済証文で礪山の境界を画定し、その境書と利用規則および絵図を鉄師と村がとりかわしている²⁵⁾。内済におい

て地界の確定、絵図や境書の作成・交換、地目別利用規則の明文化が要請される状況は、腰林と鉄山林の地境論に端を発した広瀬藩領飯石郡刀根村の場合も同様であった²⁶⁾。

(ii) の事例としては、村方が腰林で焼成した炭の他所売りについて、これを自由とする村方と、差し止めを求める鉄師が対立した松江藩領飯石郡朝原村の争論があげられる²⁷⁾。

この事例を検討した斎藤一²⁸⁾は、鉄山林の地盤所持は近世には未成立とし、「立木のある場所が「鉄山」、草のある場所が「礮山」であり、それは可逆的に変わり得るもの」であって、鉄師が「最後まで鉄山での地盤所持を確立できなかったのは、「毛上や土地に人為を加える行為」への関わりが薄く、占有力を高めることができなかった」ためとした。

しかしそうであれば、鉄山林の証文類に明記された境書(四至表示)や山絵図に引かれた境界線の意義は何か、伐採で「草山同然」になれば鉄山林は消失するののかといった疑問が生じる。そもそも地盤所持が成立していない状況で、鉄山林や生木の売買・質入れが成立するというのも不自然である。さらに運上の負担や山番による監視、植生の人為的改变

をみれば、鉄業者の「毛上や土地」へのかかわりを薄いとはいいいきれない。

次章以下でとりあげるのは生木や鉄山林の売買・交換であって、争論事例ではない。しかし売買・交換には争論のような対立的要素はないかわり、資源のもつ経済的価値をより前景化しながら権利関係や資源評価の問題について考察できる可能性がある。

Ⅲ. 山絵図面からみた山野の空間構成

(1) 阿毘縁郷のたたら製鉄と木下家

伯耆国日野郡砥波村²⁹⁾(現鳥取県日野郡日南町下阿毘縁^{となみ})には山野を描いた天保年間の絵図が残っており、鉄穴・鉄山林・生木の売買にかかわる文書群³⁰⁾とともに、資源利用をめぐる各主体ないし各社会集団の空間認識や領域意識を考える材料となる。

砥波村は日野郡の北西部に位置し、西隣する大菅村とともに砥波川流域に含まれる(図1)。両村とその南・南東の上阿毘縁村・下阿毘縁村を合わせて、阿毘縁郷と称した。同郷を中心に製鉄事業を手がけたのが、木下家本家(屋号大松田屋、上阿毘縁村)とその分家である。今井鐸蔵は『日野郡史』により

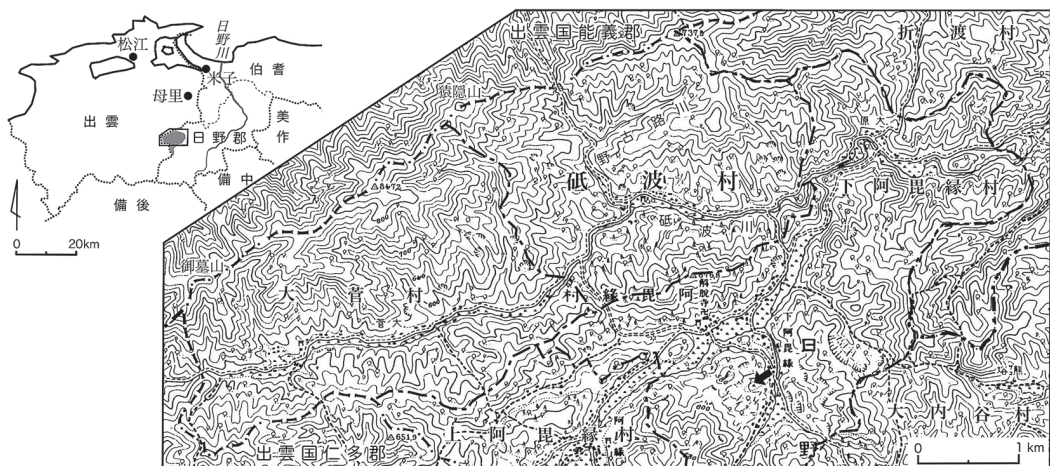


図1 阿毘縁郷(部分)と砥波村の位置

1/50,000「横田」(明治32(1899)年測図)に加筆。左上図のグレーが阿毘縁郷。矢印は図6の撮影方向(推定)。

つつ、松田屋一族による開墾や製鉄事業がこの地域の「近世村落形成の基幹」となったと記す³¹⁾。木下家の文書は近年までごく一部しか知られておらず、同家についての知見は乏しい。しかし、中世武士団が山間部へ定住ののち土豪として成長するなかで製鉄業に参入したという点で、木下家は田部家・櫻井家・絲原家など出雲国鉄師との類縁性が指摘され、こうした系譜は、同じ日野郡でも商人から成長した近藤家（屋号備後屋、日野郡根元宿）と対比して論じられてきた³²⁾。

また阿毘縁郷の北を接する出雲国能義郡の鉄師家嶋家（屋号布部屋、布部村）は鳥取藩領にも進出し、鉄山林や鉄穴を所持して断続的ながら鉦経営を行った³³⁾。さらに松江藩の支藩で能義郡の一部を領知する母里藩（1万石）の御用商人であった柴田家（屋号大和屋、母里村）も、鉄山師緒形家（屋号判屋、日野郡黒坂村）を名請人として日野郡内に鉄山林・鉄穴を所有していた³⁴⁾。近世阿毘縁郷の製鉄業は、大局的にみれば松田屋一族や先行する村方鉄山師に加え、こうした他領からの参入者、利害関係者も交えつつ展開した。

（2）砥波村の耕地と山野

ここで読解を試みるのは、柴田家に伝わる絵図「天保十年亥八月 砥波村山絵図面」³⁵⁾（以下山絵図面と記す）である。図2に掲げるとおり、作成にかかわった人名や凡例を示す認書^{したためがき}がなく、作成の意図も判じ難い。しかし後述の同家文書から、天保10（1839）年、柴田家と木下家（屋号小松田屋、本家大松田屋の分家）の間で行われた製鉄関連資産の交換にさいして作成された可能性が高いと考え、当時の山野の状況を復原する資料として利用できるかと判断した。交換の詳細は、鉄山林の問題とあわせ次章で検討する。

図2の山絵図面は、図1の地形図と比較すると方位に若干のずれはあるものの、そこに描かれた川や道、田畑、家屋の位置関係は現

況とよく対応している。中央部に黄色の田畑と屋敷、桃色の「木下山」、茶色の草山を描き、その外側に鉄山林の範囲を緑青と墨色で彩色する。鉄山林には朱の波線で境界が描かれ、各区画には名称も付される。山絵図面から読み取った図3および境界を推定した図4も参照しながら、土地利用と山野地目の配置をみておこう。

まず、砥波川に沿う谷底面（標高510～540m）の大部分は水田であった。この谷底から山裾にかけて村方の屋敷地と田畑が疎塊村的形態を示すが、それらの多くは南面する左岸にまとまっている。その背後に広がる南向き斜面を占める木下山（図4の29）の地目は、内林（百姓持林）である³⁶⁾。このうち29bは、寛政11（1799）年に砥波村清蔵から中松田屋武兵衛へ売られ、その後木下万作（上阿毘縁村、小松田屋4代）の手に渡ったらしく、天保7（1836）年には万作から前年別家した藤四郎（西木下家、西松田屋初代）へ、「砥波村之内日向内林」の押立^{おしたて}1本半つまり37.5%が譲渡された³⁷⁾。木下山の名称は、山絵図面の作成当時、木下家一族が所持していたことによるのであろう。

草山は、砥波川とその支流野古路川（乃ころ川）下流部の両岸に配され、草肥調達の利便性から多くは田の背後に位置する。また当時、村内に御建山は存在せず、稼行中の鉦鍛作業場もなかった。

鉄山林は、村境の稜線から下る山腹斜面や源流域など村域周縁部を占め、屋敷地・田畑・草山・内林を包み込むように広がっていた。鉄山林のうち、村域東半の墨色25～28が「下鉦山・中鉦山」、西半の緑青部分1～24は山絵図面にその名は記されていないが「上鉦山」と推定した³⁸⁾。なお鉄山林の境界は、山地を表す「山形」の輪郭に重ねて引かれている。川や草山境となる区画の下底を除けば、境界のほとんどは尾根線とみてよい³⁹⁾。

山絵図面から復原した砥波村の空間構成



図2 砥波村山絵図面

柴田家所蔵。58.0×86.0cm。

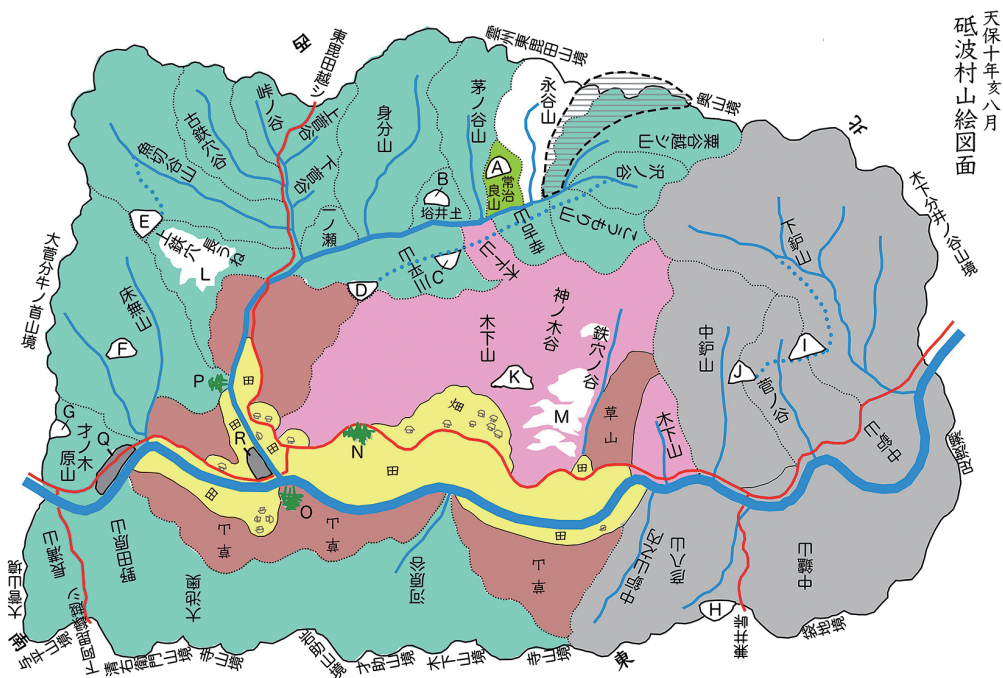


図3 山絵図面の読み取り図

— 道, — 河川, 井手 (水路), 掛紙

A~K: 切羽 (F床無鉄穴 I下鉦鉄穴 J中鉦鉄穴) L・M: 荒廃裸地 (無彩色) N~P: 社叢 Q・R: 鉦床

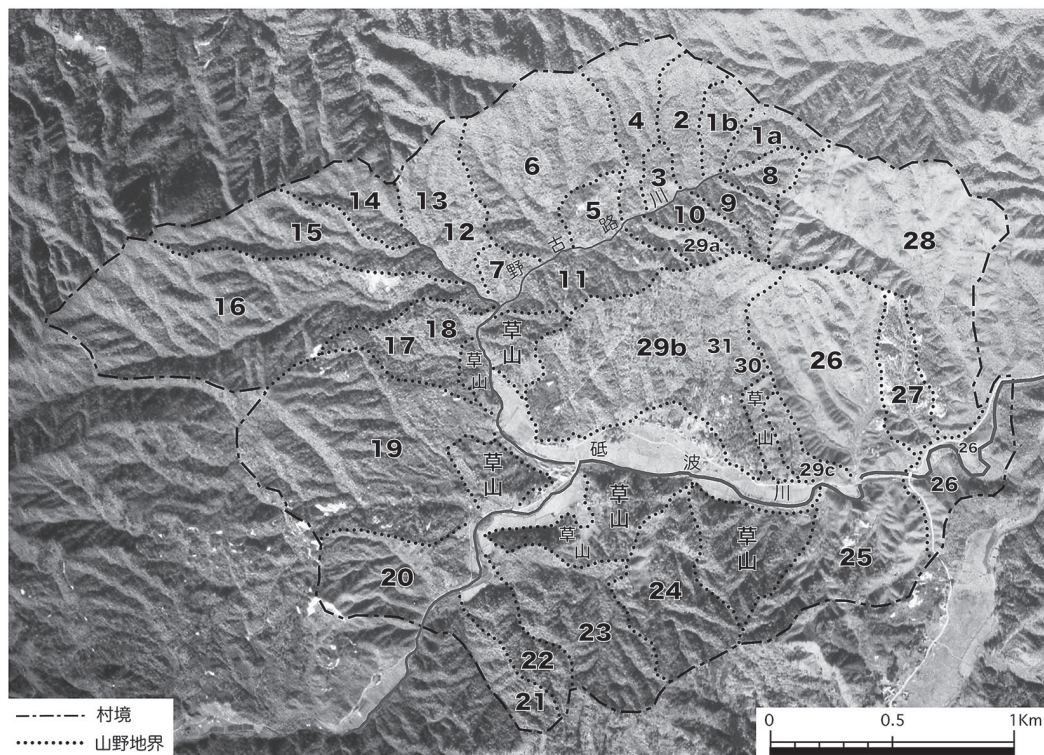


図4 現地比定図

鉄山林名称は、1 栗谷越シ山 2 永谷山 3 常治良山 4 茅ノ谷 5 傳右衛門山 6 身分山 7 一ノ瀬 8 沢ノ谷 9 こうもり山 10 幸吉山 11 川平山 12 下菅谷 13 上菅谷 14 峠ノ谷 15 古鉄穴谷 16 魚切谷山 17 長うね 18 上鉄穴 19 床無山 20 オノ木原山 21 長溝山 22 野田原山 23 大池ノ奥 24 河原谷 25 中鉦山之内彦八山 26 中鉦山 27 菅ノ谷 28 下鉦山 29 木下山 30 鉄穴ノ谷 31 神ノ木谷。29～31は内林。1と29については、来歴の異なる区画をアルファベットで分けた。山腹にある不定形の白色は切羽跡もしくは砂鉄採取による荒廃裸地。昭和22 (1947) 年撮影の空中写真 (USA-M642-146国土地理院 maps.gsi.go.jp) に加筆。

は、概略的には川沿いの低地に広がる農業景観を鉄山林が取り囲む構図でとらえることができる。興味深いのは、草山や内林が耕宅地と鉄山林の間に配されているため、耕宅地と鉄山林の接する場所がほとんどなかったことである。垂直的にみれば、低所側は自給的・農業的利用に重点が置かれ、鉱業的利用（製鉄用薪炭林）は高所側に支配的であった。この二つの利用形態は、前章でみたように地目ごとに画然と区別されるものではなく、各地目ごとに比重を変えつつ併存していた。位置や高さに対応した地目配置の傾向は、土地利用の集約度の違いとともに、農業と鉱業の資源利用をめぐる競合的關係をも示唆する。

(3) 鉱業的土地利用の展開

山絵図面には、大きさ・構図・描画方法・記載内容の類似から、写しとみられる絵図が2点存在する。一つは同じ表題で家嶋家旧蔵のもの⁴⁰⁾（以下「家嶋絵図」と記す）、もう一つは山絵図面と同じく柴田家の所蔵にかかり、「明治十五年午七月 砥波村山絵図面」の表題をもつ（以下「明治絵図」と記す）。これらの絵図と関連史料も参照しながら、鉱業的土地利用としての鉄山林・鉄穴流し施設・鉦床をみてみよう。

〔鉄山林〕砥波村における鉄山林の所持状況は、緒形家が19世紀初頭に所持していた鉄山林を村別に書き上げた「鉄山所覚帳」⁴¹⁾

から復原できる。これによれば、緒形家の持分は、「下鉦中鉦」（下鉦山・中鉦山）が押立1本（25%）,「後山」「床無シ山」「陰地山」が各2本半（62.5%）となっていた。後者は、いわば上鉦山を構成する3ブロックの名称である。後山（奥山）は村域北部の野古路川上流域で図4の1～11, 床無シ山（床無魚切り山）は同川下流右岸で12～20, 陰地山（隠地山）は砥波川右岸で21～24の鉄山林群に該当し、いずれも山絵図面では緑青に彩色されている。したがって山絵図面が村内鉄山林を2色で描き分けるのは、所持状況つまり共有人の顔ぶれと持歩構成の共通する範囲を示すためと解される。山番給も、この二つの区分で設定されていた⁴²⁾。詳細は次章に譲るが、こうした所持状況は上鉦山鉄山林の3ブロックが、一括りで売買の対象となってきたことを意味する。個別に売買されることがないにもかかわらず上鉦山を三つに分かつ理由については、上鉦山の面積の大きさゆえか、あるいは他の事情によるものか、定かではない。3

ブロックを上位区画とすると、山絵図面に記された鉄山林の名称は、これをさらに細分した下位区画のものということになる。このようにみえてくると、史料に散見する「砥波山」⁴³⁾を村内鉄山林の総称とすれば、砥波村の鉄山林区分には図5のような階層性が認められる。下位区画の意義は次章で検討する。

なお山絵図面では、後山の一部に嘉永6（1853）年の掛紙がある。これは永谷山について合持人立会いで証文等参照のうえ「境見分」し、本来の永谷山（図4の2）の範囲が栗谷越シ山の一部（同1b）を含むことを確認のうえ訂正したことを記す⁴⁴⁾。ここは寛政12（1800）年に砥波村清蔵の持分3分の1が中松田屋武兵衛へ売られ、残る3分の2は緒形長蔵名義（母里柴田家の所持と推定）となっていた。文化8（1811）年にも「緒形名請母里山」として境界検分がなされている⁴⁵⁾。**〔鉄穴流し施設〕** 山絵図面において三角形ないし半円形の輪郭で無彩色のA～Kは、砂鉄採取のために山腹を掘り崩した切羽である。

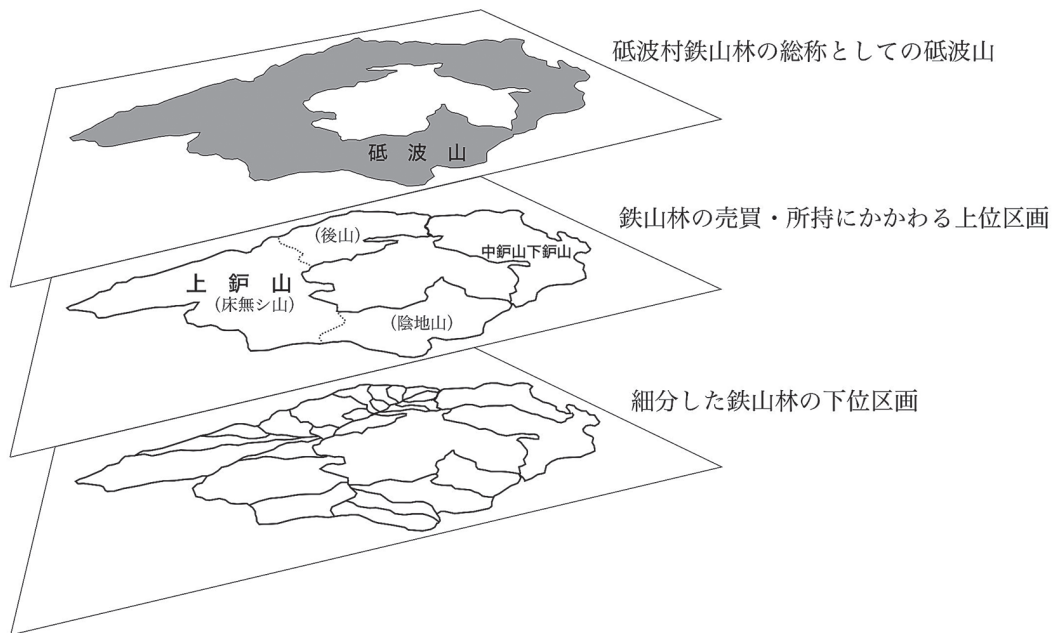


図5 砥波村鉄山林区画の階層性

このうちC・D・E・I・Jには、水源となる溪流から切羽まで水を導く水路（井手）が描かれていた⁴⁶⁾。図からは稼行中か休止中かの判別はできず、名称を記すのも3か所（F・I・J）にとどまる。

同じ無彩色でもL・Mは、切羽A～Kより広く形は複雑で、輪郭線を欠く。これらは「家嶋絵図」「明治絵図」にはみえないが、長期にわたる採掘や表層風化にともなう崩落（大規模なものは「山抜け」と称した）で形成されたバッドランドであろう。参考までに、同様の状況と推測される写真を図6に掲げた。こうした広い荒廃裸地の形成は、鉄穴証文に「井手上ケ下ケ諸普請御勝手次第」⁴⁷⁾などとあるように、切羽が上方向や水平方向だけでなく下方向へも拡張や移動を繰り返したことによると考えられる。

なお切羽Eは山絵図面の境界線からすれば魚切谷山鉄山林に含まれるが、野古路川右岸の草山にあった選鉱場へ向かう水路（走り）は、現地調査によればLを流れ下っていた⁴⁸⁾。山絵図面はLを含む東向き斜面に、「上鉄穴」^{かみがんな}と「長うね」（長峯）の二つの鉄山林名を記す。両鉄山林では地形の改変が著しく、そのことが境界の確定を困難にしたと推測される。また一帯は採掘や崩落で表土が失われていた期間も長かったはずで、薪炭林としてど

れほど機能しえたか疑問である。

【**鉦 床**】 鉦場を含む製錬関連建造物の敷地で、かつて操業した跡地の場合は炉の地下に修理すれば使用可能な保温防湿構造が残っていること、平坦で土質が製錬作業に適し水を得やすいこと、廃滓の処理が容易で延焼の危険性がないこと、原料搬入・製品搬出・労働力調達に好適な交通条件を備えていることなどが求められた。

山絵図面にはQ・Rの2か所が記され、Rに「古鉦床」とあるので、Q（虫損）を「新鉦床」と推定した。Rは、明治31（1898）年に冶金学者の依國一が和鋼製造法いわゆる鉦押^{けらおし}の鉦として操業記録を残し、近年遺跡調査もなされている⁴⁹⁾。山絵図面の独立樹形N・O・Pは社叢を示すが、このうちPは製鉄の業祖神である金屋子^{かなやご}神を祀っていたので、こゝも鉦床とみてよい。鉦床P・Q・Rはいずれも耕宅地や草山に隣接する河岸に位置しており、製鉄事業が村方の生活や生業と接して行われていたことをうかがわせる。

なお鉦床Rについては、その帰属をめぐり、明治12（1879）年から家嶋・柴田両家を原告、千代家を被告とする裁判が行われた。原告側の「弁駁書」⁵⁰⁾に「絵図面一葉木下万作より柴田郡蔵へ取置タル」とあるのが、まさしくこの山絵図面に該当し、「家嶋絵図」「明治絵図」は裁判上の必要からこれを写したものであるということになる。

IV. 生木売買と鉄山林交換事例からみた森林資源

（1）生木売買の区画と資源評価

森林資源としての鉄山林の生木はどのように評価され、また売買されてきたのだろうか。緒形家文書「鉄山所立木売帳」⁵¹⁾（以下「立木売帳」と記す）は、同家が所持する鉄山林の立木（生木）売り証文を時系列で写したものである。記載期間が文化5（1808）年から文政13（1830）年までと短い、これに柴

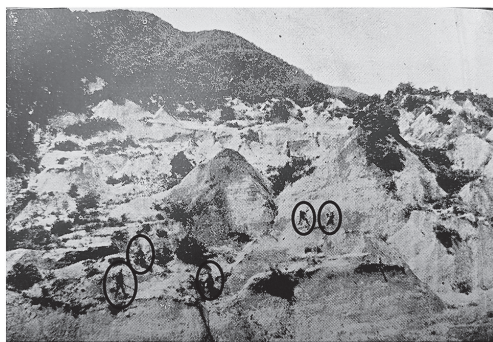


図6 「阿毘緑村 砂鉄採取場」

鳥取県日野郡農会『鳥取県日野郡』1914、より転載。
下阿毘緑村深谷鉄穴。丸囲みは人物。

田家文書を加えると、砥波村鉄山林と柴田家所持の大菅村鉄山林にかかわる生木売却の履歴が、表2のように整理できる。

これによると、上鉦山の生木売買（表2のiii・iv・v・vii・viii・x～xii）は、概ね前章でみた下位区画を単独ないし複数組み合わせで対象範囲を画定していたことがわかる。図7には、この対象範囲を生木売買ごとに図示した。床無山のような比較的広い鉄山林では分割されることもあったが、下位区画は生木売買上の単位となっており、その広がり

実際に皆伐して薪炭材に供される範囲に対応していたと考えられる。なお中鉦山と下鉦山の生木は別個に売却されており（表2のvi・ix）、それぞれが下位区画に相当する。両者を合わせた範囲が上位区画で、山絵図面の墨色部分にあたる。

生木の売主・買主は、柴田家は例外として、ともに鉄山師であることが多い。表2のvでは、緒形家が、もう一人の共有人松田屋へ生木を売り渡している。生木の場合、売主・買主の鉦鍛作業場の稼行状況や買主の薪

表2 交換前の生木売り状況

番号	鉄山林	生木伐採の開始年月 ～終了年月（年限）	売主→買主	代銀 （貫・匁）
i	二ノ谷・三ノ谷（3か所） ^{*1}	明和2（1765）年4月 ～同6年12月（5年）	山本喜惣治（柴田家）・緒形七郎右衛門 →大菅村平三郎・平左衛門・民右衛門	11
ii	二ノ谷・三ノ谷（3か所） ^{*1}	寛政2（1790）年1月 ^{*2} ～同4年12月（3年）	緒形四郎兵衛・柴田喜惣治 →大菅村民右衛門・栄助（三上家）	10
iii	私共持来鉄山（母里山）	天明8（1788）年4月 ～寛政元年12月（1年9か月）	緒形四郎兵衛・砥波村幸八（捺印部分抹消） →下阿毘縁村幸三郎	2.25
iv	魚切谷山	文化5（1808）年6月 ～同8年11月（4年5か月）	松田屋政右衛門・緒形幾蔵 →阿毘縁村万作・砥波村勘兵衛・小兵衛	15
v	床無シ山之内牛ノ首越シ谷・オノ木原山・野田原山・長溝山	文化9（1812）年2月 ～同12年4月（3年3か月）	緒形甚之助 → 松田屋政右衛門	6.380
vi	中鉦山・下鉦山之内鉄穴谷（釜4枚手）・川向	文化10（1813）年3月 ～同14年8月（4年6か月）	大宮村仙八・孫左衛門（青砥家）・西村畑中次兵衛（入澤家）・中松田屋太助・緒形文太郎 →小松田屋政右衛門	16.800
vii	大池奥谷山	文化13（1816）年10月 ～文政元年7月（1年10か月）	松田屋万作・緒形幾蔵 → 生山村仁兵衛	4.180 ^{*3}
viii	河原谷・床無し左谷ほか ^{*4}	文政6（1823）年11月 ～天保5年（11年2か月）	木下万作・手嶋伊兵衛 ^{*5} ・緒形啓蔵 →松田屋丑太郎	48
ix	下鉦山	文政8（1825）年11月 ～同11年10月（3年）	大宮村幸右衛門・孫左衛門（青砥家）・西村千賀蔵（入澤家）・万右衛門（中松田屋）・緒形文太郎 → 大原村為助・政平	15.500
x	後山之内戸井ノ谷	文政12（1829）年3月 ～同年11月（9か月）	（売主記載なし）→トナミ要兵衛 ^{*6}	0.250
xi	魚切谷山	文政12（1829）年3月 ～天保4年12年（4年10か月）	松田屋莊平・丑太郎・緒形四郎兵衛 →松田屋丑太郎	11
xii	古鉄穴谷山・峠ノ谷山・菅ノ谷山	文政13（1830）年10月 ～天保3年10月（2年1か月）	松田屋莊平・木下万作・緒形四郎兵衛 →砥波要兵衛・砥波山支配人林兵衛	4 ^{*7}

i～iiiは柴田家文書「日野郡鉄山生木売証文」〔包〕〔柴 3080〕、iv～xiiは緒形家文書『鉄山所立木売帳』（文化5～文政13年）〔近 7825〕による。大菅村二ノ谷・三ノ谷3か所の鉄山林（柴田家所持）と砥波村鉄山林のうち、天保10年までの生木売買を掲出。

*1：ほかに高橋山。

*2：証文の日付は天明8（1788）年3月。

*3：220匁19代見積。

*4：同所（床無し）右之谷より中鉄穴より上鉄穴上ノ境後口山入り口之空のそね切・後山谷之内ノ渡り向ノそねより身分山左之谷之内・かや野之谷・母里山・粟谷越之谷より沢田ヶ谷・かふもり岩之谷・幸吉山。

*5：文政期前半に、緒形家の持分押立3本（75%）のうち、片又（12.5%）の所持権を得たらしい。手嶋家の屋号も松田屋で、xi・xiiの莊平は6代松田屋伊兵衛。

*6：砥波鉦林兵衛受合。丑3月長四郎議定。

*7：2本半（62.5%）此方（緒形）・1本（25%）木下・片又（12.5%）手嶋。

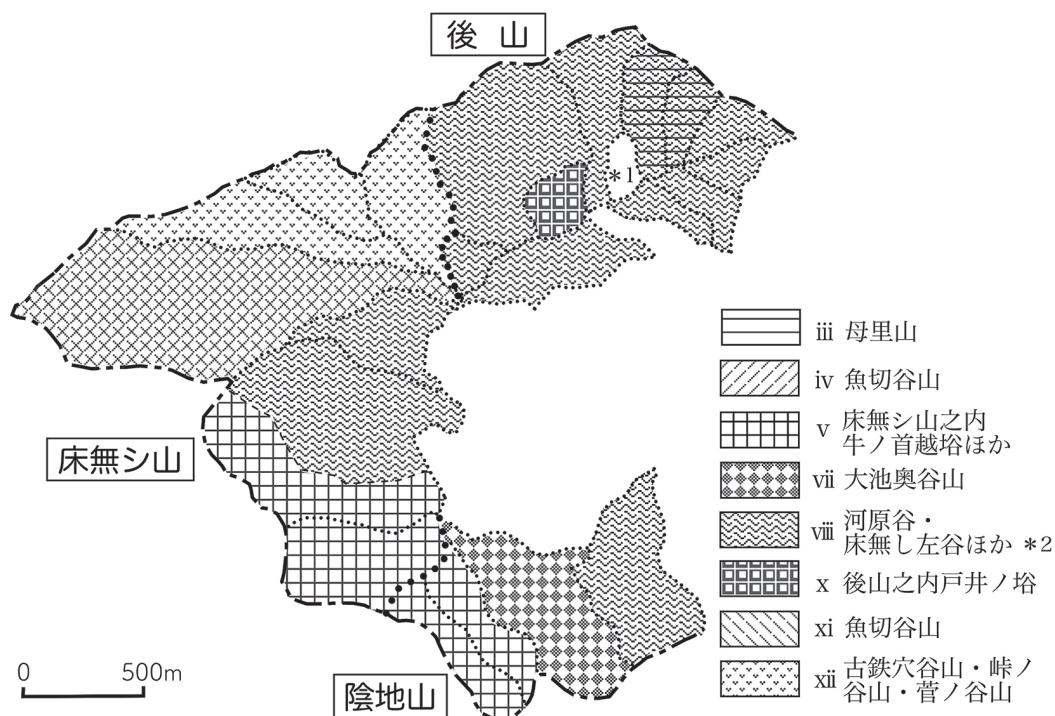


図7 上鉦山鉄山林の生木売り状況

ローマ数字は表2に対応。

iv・xiは同一区画であるが、年次が異なるので別パターンとした。

*1：常治良山。*2：一部除外あり。

炭材需要と資金力、売主の管理下にある樹木の生育状況、製炭労働力の調達状況など、多岐にわたる条件がかかっていた。下位区画は、売買の都度、こうした諸条件を勘案しながら伐採の範囲を調整するための単位として設定されていた可能性が考えられる。またそうであれば、鉄山林が区画された山腹斜面は、実際には伐採直後の草原に近い状態から、最適伐期を迎えた広葉樹の単層林まで、生育状況も広さも多様なパッチを継ぎ合わせた景観を呈していたことになる。

ではこうした生木売買は、村方の資源利用活動にどのような意味をもったのだろうか。これに関連して、砥波村の山野利用の実態を知る資料は見出せていない。ただ細分された区画を単独もしくは複数組み合わせるとい

柔軟な生木売買範囲の設定について、鉄山林での採草が認められた事例では、伐採時期の分散が村方の採草活動と整合的関係にあった可能性を指摘しておきたい。鉄山林における草の生育は、日照に恵まれる伐採直後が最も旺盛で、伐採後年数が経過して樹木が繁茂し林床への日射量が減少するに従い鈍化していく。とすれば、樹木の生育状況の異なる区画が混在することで、毎年村内で利用できる草の資源量は多少とも平準化され、採草には好都合となろう。

ところで生木の相対売買において重要な代銀は、直接的には区画内に現存する資源量から見積もることになるが、これには経験を積んだ山番など「此見積の巧者なるもの」⁵²⁾が あたった。樹木の本数、樹齢・樹径・樹種の

構成などを見極めて推算するには、相応の習熟を要するからである。特別の事情でもあればともかく、恣意的で不当な代銀設定ではそもそも売買の合意に至らない。こうした資源評価の難しさは、土地の所持権が移る鉄山林の売買についても同様であろう。

この点にかんし、前記「鉄山所覚帳」が一部の鉄山林について実績や伝聞を朱記しており、そこから18世紀中頃から19世紀初頭の日野郡鉄山師による鉄山林評価の一端を知ることができる。それによれば、鉄山林を田畑同様「上山」「中山」「中ノ上山」「下山」といった等級に分け、生産能力は「盛木満年」つまり最適伐期の資源量、具体的には大炭2000貫(7.56トン)を「一代座^{よざ}」とする代座数で見積もっていた。たとえば深塔山(下阿毘縁村)については、「辻百二十代座、上山ニて二十三年立候得は百二十代八槌^{ふかきこ}ニ可有之候由、代銀壹代二付百八十目位^ひ」とあり、見込まれる生産能力は120代座(900トン)、上山で最適伐期は22~23年、代銀は21貫600匁と試算できる。

ただし、代座数が多ければすべて上山になるわけではない。わずかに7代座の上山もあるし(下阿毘縁村みどりや山)、最適伐期までの年数が22~23年と短い鉄山林(大菅村おほか山・下阿毘縁村深塔山・矢原村川茂山)、「木種」つまり樹種構成が好適な鉄山林(中園村津久谷山)も上山となっているほか、生産実績が代座数を上回った鉄山林(下阿毘縁村菅谷山)も高く評価された。

反対に、100代座もありながら「岩山」のため生育条件に恵まれず、23~24年で70代座しか見込めない鉄山林(大宮村高入山)、鉄穴場の設置で樹木の生育が妨げられている鉄山林(下阿毘縁村大谷鉄穴山)には低い評価が下され、なんらかの理由で荒廃した「山荒^{うりだに}」の鉄山林(潤谷村狩屋原山)も下山、「直段下直」とされた。また「奥山」とのみ記された鉄山林(矢原村細屋山)は、鉦場や村方

集落から遠いことによる立地上の不利を示唆する。

このように鉄山林の評価は生木のそれに加え、薪炭林としての生育条件、管理状況も含めた総合的な生産能力や立地条件までもかわることになり、代銀設定の困難が予想される。では具体的に、どのような手順で代銀を算出していたのであろうか。

(2) 鉄山林交換事例における資源評価

本節では山絵図面に立ちかえり、その作成目的とあわせ資源評価の問題を考えてみたい。手がかりは、図8に掲げた証文「永代売渡申鉄山[≠]鉄穴之事」である。これは、山絵図面作成の翌月、天保10年9月に木下万作から柴田郡蔵(大和屋7代)へ宛てたもので、以下これを交換証文と記す。表題からは永代売券のようにみえるが、図8の㊦に「交易」、①にも「永代交易」とあるとおり、内容は製鉄関連資産の交換にほかならない。

㊦によれば、万作は所有する鉄穴のうち㊦の4口、㊦㊦の鉄山林3か所(㊦を除く奥山・床無シ山・陰地山)、①の鉦床2か所、これらの持分に銀1貫560匁を添えて、柴田家が所持(丸持)する大菅村の鉄山林4か所⁵³⁾を得ようとした。山絵図面では、鉄山林㊦㊦は緑青の彩色範囲に相当し、鉦床2か所①も描かれている。したがって山絵図面は、万作側の交換物件を含む砥波村の製鉄関連資産について、それぞれの位置や境界を示す目的で作成された可能性が高い。山絵図面が柴田家に伝存するのも、こうした経緯から説明できる。

ところで交換に先立つ天保6(1835)年、万作は藤四郎の分家にさいし、個々の製鉄関連資産についてそれぞれ3割を藤四郎に分与したが、当時稼行中の大菅鉦にかんしても3割の持分と経営権のすべてを藤四郎に譲っている。以後万作は大菅鉦の経営に直接には関与しないものの、鉦持分の7割を手元に残していることからみて、資金や原料の調達には



図8 交換証文の内容と構成

[柴 3007-10-3]

間接的にかかわっていたのであろう⁵⁴⁾。

木下家による交換物件の代銀算出手順は、交換に先立って同家で作成したと推測される「礪波村之内 上鉦山生木土代直段積」⁵⁵⁾（年記なし、以下「直段積」と記す）から知ることができる。表3は、この交換に万作側が差し出す上鉦山鉄山林と、柴田家側の鉄山林4か所について、生木代と土代の見積もりを整理したものである。

たとえば①の鉄山林の場合、前回文政6（1823）年の生木売却代銀48貫（表2のⅧ）を最適伐期の生木代とみなし、ここから万作が

所持しない長谷山・恒次郎持分⁵⁶⁾の8貫分を除いて40貫、万作の持分は押立1本（25%）なので10貫となる。この交換では土代はすべて生木代の7割とされ、7貫と見積もられた。この区画群は前回伐採から天保10年までの経過年数が17年で、現存する生木は最適伐期の資源量の「六歩生」つまり6割とみて生木代は6貫、これに土代の7貫を加えた13貫を代価とする。

このように生木代銀は、最適伐期の資源量を10歩（10割）として現存量が何歩かで求めており、その値は直近の伐採から交換時点ま

表3 木下・柴田両家の鉄山林交換

	鉄山林	生木代					土代	代銀合計
		A	B	C	D	E	F	G
		生木代銀 (貫・匁)	万作分 $A \times 1/4$	前回伐採後 の年数	生育状況	万作分生木代 $B \times D/10$	万作分土代 $B \times 7/10$	生木代・土代 合計 $E + F$
木下 万作分	① 河原谷ほか *1	40	10	17年	6歩	6	7	13
	② 後山戸井塔	0.250	0.0625	23年	9歩	0.05625	0.04375	0.100
	③ 魚切谷山	11	2.750	23年	9歩	2.475	1.925	4.400
	④ 古鉄穴谷山ほか *2	4	1	22年	8歩5厘	0.850	0.700	1.550
	⑤ 身分山ほか *3	7.500	1.875	7年	2歩	0.375	1.3125	1.6875
	⑥ 大池奥ほか *4	6.500	1.625	1年	無生木	0	1.1375	1.1375
	⑦ オノ木原山 *5	—	—	28年	—	—	—	—
	⑧ (鉄穴4口・鉦床2)	—	—	—	—	—	—	—
合 計		69.250	17.3125	—	—	9.75625	12.11875	21.875
	鉄山林	生木代				土代		代銀合計
		H				I	J	K
		代数				柴田分生木代 $180匁 \times H$	柴田分土代 $I \times 7/10$	生木代・土代 合計 $I + J$
柴田 郡蔵分	⑨ 二ノ谷	25代位				4.500	3.150	7.650
	⑩ 三ノ谷大平之内	24代位				4.320	3.024	7.344
	⑪ 三ノ谷之内かけ平	無生木				0	0.910	0.910
	⑫ 三ノ谷頭	18代半				3.330	2.331	5.661
	合 計	67代半				12.150	9.415 *6	21.565 *7

柴田家文書「永代売渡申鉄山并鉄穴之事」[3007-10-3]、同「礪波村之内上鉦山生木土代直段積」[2478-1]による。代銀は、たとえば12貫118匁7分5厘を12.11875と表示する。

*1：河原谷・床無左右・床無右谷より中鉄穴上鉄穴上ノ境後口山入り口の空のそね切・後山谷之内ノ瀬向のそねより身分山左ノ谷・かやの谷・粟谷越の谷・沢田谷・かうもり岩・幸吉山

*2：古鉄穴山・峠の谷山・菅ノ谷山

*3：身分山・川原・陰地陽・後口山入口伐り残木共

*4：大池奥・長溝・野田原山・床無之内当時〔虫損〕

*5：文化9年に他の鉄山林に含めて生木を売ったため、オノ木原山単独で算出できない旨注記あり。

*6：史料では9貫410匁。

*7：史料では21貫560匁。

での年数と相関する。ただ土代を生木代の7割とする根拠は明らかでないし、意図的であったかどうかは別として推算の精度が疑われる数値もある⁵⁷⁾。しかし、「直段積」で見積りの根拠を交換相手の柴田家に示すことにより、代銀の算出が不当なものでないことを印象づける効果は、期待しえたであろう。

柴田家の鉄山林4か所(表3⑨~⑫大菅村二ノ谷および三ノ谷3か所)のうち3か所は「式百目山」と見積もられていることから、最適伐期かそれに近い生育状況とみてよい。4か所合計では67代半、1代につき「下直二して百八十目」として生木代は12貫150匁、土代はやはり7割で8貫500匁、表3の⑪は伐採直後で「無生木」となっており⁵⁸⁾、その土代が910匁、これら柴田家側の見積もり合計は21貫560匁であった。万作側の合計は21貫875匁となるが、「下直二無之候てハ交易二不相成」として20貫に減額し、柴田家見積もりとの差額1貫560匁を万作が差し出すというのが、交換の概要である。

この交換事例のように、土代と生木代を組み合わせて鉄山林の評価額を算出する方法は、ひとり木下家だけではなく、^{ぼくら}ト蔵家・絲原家・櫻井家といった松江藩領の鉄師でも行われていた⁵⁹⁾。生木代にたいする土代の比率は各事例で一致しないが、いずれについても土代は薪炭林として商品化が見込まれる土地の評価額と解するのが妥当であろう⁶⁰⁾。

なお交換証文は鉄穴4口と鉦床2か所の代銀を計上せず、その理由も明記しない。これについては、収益化の不確実性から見積もりを略したと推測される。長い周期ではあっても生木売却による収益が見込める薪炭林と異なり、鉄穴口と鉦床は実際にそこで砂鉄採取や鉦操業が行われてはじめて「鉄穴山手」「場床料」といった借地料が発生する。しかも母里藩の掛屋を務める柴田家に、制約の多い他領において自ら砂鉄採取や鉦経営を手がける意思があったとは考えにくいからである。

(3) 鉄山林の所持と管理

鉄山林の売買や交換は、所持人と持分を変化させる契機となる。鉄山林の売却には永代売りと年季売りがあるが、いずれの場合もその証文には、「土共」「土木共」「土毛共」「土山共」「土木不残」といった文言が常套的に付された⁶¹⁾。これらは、「土」つまり境書で画された土地を所持する権利と、その「毛上」を用益する権利が、ともに売主へ移ることを念押しした表現と解される。この解釈は、前節でみた代銀算出の方法とも矛盾しない。鉄山林の売買とは、この二つの権利を併せたものが買主から売主へ移ることを意味した。こうした文言は鉄山林売買に限られ、「鉄山所生木(立木)」一毛限りを対象とした生木売買や鉄穴口売買にはみられない。

では、天保10年の交換に至るまでに砥波村と大菅村(交換対象のみ)の鉄山林・内林は所持状況にどのような変化があったのだろうか。永代売り証文をもとにこれを簡略化したのが、図9である。交換対象外とされた奥山の3区画を除くと、砥波村内の鉄山林・内林は、いずれも寛政年間に同村の千代幸八から緒形家・木下家など村外の有力鉄山師へ売られた。売主の千代家は、もとは家嶋家に先行する村方鉄山師とみられ、時期や経緯は不詳ながら、家嶋家が所持する鉄山林の名請人つまり名目上の所持人となっていた。砥波村の各鉄山林は、古くはおそらく村方鉄山師のもとにあったものが、経営不振や公物滞納などを理由に家嶋家の所持へと移り、さらに18世紀末には日野郡内の有力鉄山師たちが共有するところとなって、天保10年の交換を迎えたのであろう⁶²⁾。

じつは交換から45年ほど遡る寛政6(1794)年、交換物件とまったく同じ上鉦山の鉄山林(奥山・床無シ山・隠地山)、鉄穴4口、鉦床2か所は、幸八から緒形四郎兵衛・松田屋政右衛門(小松田屋2代)へ売られていた。交換証文と同じ表題をもつその証文には図8の

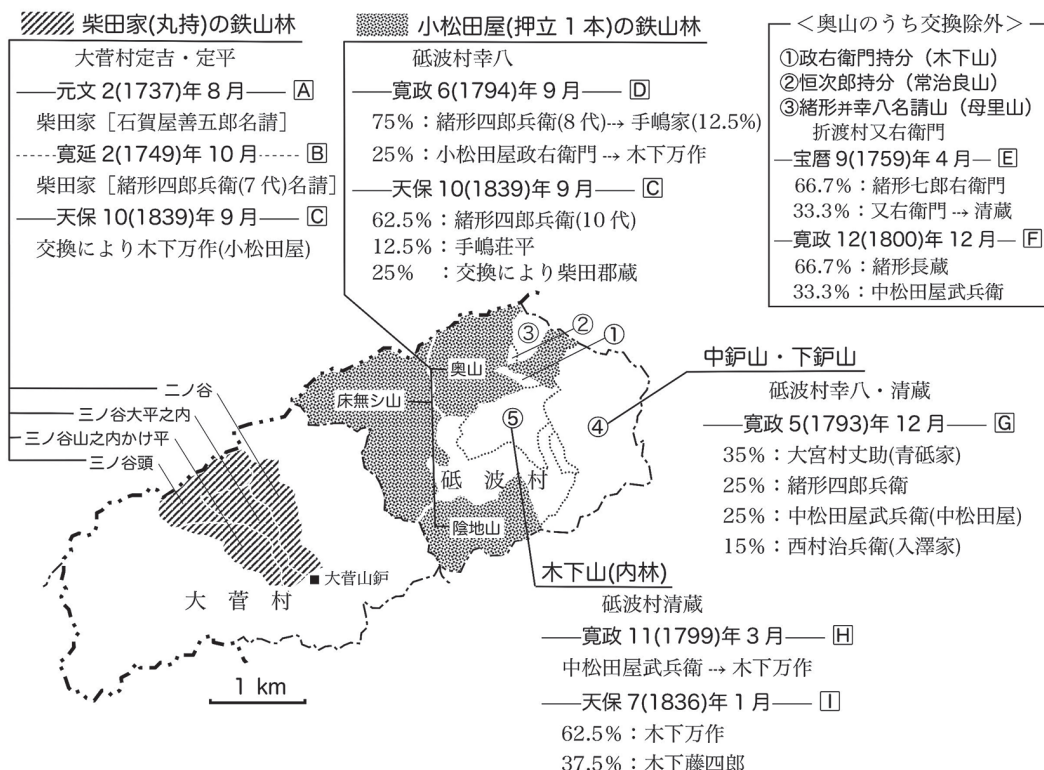


図 9 砥波村と大菅村の山野所持状況

境界は各証文の境書より推定。矢印→は年不詳の所持権移動。①～⑤は、天保 10 年 9 月の交換の対象外。

- [A] 「永代売渡申鉄山所之事」大菅村定吉・定平→砥波村善五郎〔柴 3007-5〕
[B] 「山預り証文」緒形四郎兵衛→住田屋佐左衛門・大和屋吉太郎・宇山屋次郎左衛門〔柴 3007-9-2〕(名請人の変更)
[C] 「永代売渡申鉄山并鉄穴之事」木下万作→柴田郡蔵〔柴 3007-10-3〕
[D] 「永代売渡申鉄山并鉄穴之事」砥波村幸八→緒形四郎兵衛・小松田屋政右衛門〔柴 3007-10-4〕
[E] 「永代売渡申鉄山之事」折渡村又右衛門→緒形七郎右衛門〔柴 3045〕
[F] 「永代売渡鉄山所之事」砥波村清蔵→松田屋武兵衛〔中〕
[G] 「永代売渡申鉄山所鉄穴之事」砥波村幸八・清蔵→緒形四郎兵衛〔中〕・『日本林制史調査資料 鳥取藩』リール No.8, 15-4 (入澤家文書)
[H] 「永代売渡内林之事」〔柴 3037〕
[I] 「永代譲証文之事」木下万作→藤四郎〔西〕

①～⑤とほぼ同文が確認でき、交換証文がこれを引き写したものであることは疑いない⁶³⁾。寛政 6 年のこの取引で政右衛門は、代銀 81 貫目のうち「四歩壺」にあたる 20 貫 250 匁を払って押立 1 本 (25%) の持分を得ており、これが天保 10 年、万作によって 20 貫目と見積もられ、柴田家と交換されるのである。

両証文で境書も同じということは、上鉦山の 3 ブロックおよび中鉦山・下鉦山の境界に変更がなかったことを意味する。つまり、鉄

山林の所持にかかわる上位区画は固定化されていた。交換後も明治初期に至るまで、売買をつうじて持分権者と持分率は変わっていくが、境界自体に変更はなかった。このことは、生木売買の範囲が下位区画をその時々状況に応じて単独ないし複数組み合わせる流動的なものであったのと、対照的である。

ところで木下家がこの交換を企図した目的は、操業中の大菅鉦で使用する薪炭材を、至近かつ丸持の鉄山林から調達することにあっ

たとえられる。これにより鉄山林と作業場が近接することで輸送費が節約でき、しかも自己の裁量で計画的に生木を利用できるようになる。他方柴田家にとって、交換で得る上鉦山の合持人緒形家⁶⁴⁾は、日野郡内に柴田家が所持する他の鉄山林の名請人でもあり、収益上の便宜が期待できた可能性がある。鉄山林を所持する目的が、こうした事業経営上の利点にあることは疑いない。鉄山林を集積すれば、それだけ原料基盤の拡充と安定化につながるし、資金融通の可能性も広がる。

しかし鉄山林には、田畑・屋敷地などと同様、家相続にかかわる資産、つまり家督という側面もある。鉄山林の買添は歴代当主の家業精励の証となるし、その買得証文や書上帳の保管には格別の配慮がなされた。鉄山林の所持は買得証文で挙証されるが、その効力を補完するものとして、証文に記された運上を滞りなく上納してきた事実と、管理の実績がある⁶⁵⁾。

出雲国でも、鉄山林の所持と管理は鉄師にとって最重要の課題とみなされていた。管理については、山番による監視などを含めて「政道」と称されることがある。たとえば櫻井家4代当主は、鉄山林の重要性を「万宝八山より出ル、山八万宝之根也」と表現し、「鉄山仕候者八山せいとう仕候事専一二候」という家訓を残している⁶⁶⁾。政道は、鉄師が薪炭材確保のため村方にたいし資源利用を制限する文脈でも用いられるが、政道の権限は必ずしも鉄師に限定されない。たとえば、地目が柴草山であることを理由に、村方が「地下中より政道」するとして、鉄師に政道させない約束を確認した史料がある⁶⁷⁾。

伯耆国についても、鉄山林の所持人が持分に応じて山番給を負担したことは先述した。注目されるのは、「立木売帳」採録分も含めた生木売買証文において、鉄山林を所持する売主が、生木の買主へ管理上の規制事項を示し、なおかつそれを強制する権利をもってい

たことである。生木売買証文はほぼ共通して、区画、年限、代銀とその納付期限、運上銀その他賦課の義務、延滞時の措置を記載するが、それ以外に多くの証文では、境を越えての伐採禁止、伐らずに残す樹種と本数の指定、萌芽更新を妨げる「返し伐り」(再伐)や「かくいほり」(抜根)の禁止、消火活動の義務、火の扱いにかんする注意などの条項を設けていた。これらを買主が守らない場合には、「過料銀」を課したり、用益活動の「差留」を明記する例も少なくない。鉄山林内での鉦の開業を付帯する生木売買証文では、さらに多くの禁止・制限・義務・許容の条項を列記するのが通例である。

このように鉄山林の所持は、運上負担などの義務や森林資源を利用する権利とともに、資源の管理にかかわる権利をもつことを意味していた。

V. おわりに

たたら村落において耕宅地を除いた山野は、基本的に草山・百姓持林・鉄山林の3地目で構成される。そこは、地縁集団である村方の自給的・農業的利用と、職能集団を率いる鉄業者の鉱業的利用が、各地目ごとに比重を変えつつ多重的に展開する農鉱複合空間となっていた。砥波村では、村域中央部の低所に農業的利用が卓越し、周縁部の高所側は鉄山林が占め、鉱業的利用が支配的であった。

資源をめぐる利害対立の構図および鉄山林と生木の売買・交換事例から、利用主体の領域的活動を規定する権利関係は以下のように整理できる。

村方による鉄山林での採草活動は、自生する草を対象としており、生育を促すための火入れは別として、特段人手を要するものではない。また地域や時期、事例ごとにその態様はさまざまであろうが、鉄山林の場合、村方による採草・薪採取・用木利用は、慣行や藩権力の保護、鉄業者の容認といった許容条件

のいずれかを満たしていなければ不法行為とみなされる。そのため地目別にみた村方の資源利用上の権利は、相対的にいえば鉄山林で弱く、田畑・屋敷地で強いものとなり、百姓持林と草山はその中間に位置づけられる。

鉄業者の権利については、これと逆の傾斜が想定できる。鉄業者にとって鉄山林は、その土地の所持を根拠として製鉄用薪炭材の調達を最優先できる領域である。そこはある程度まとまった広がりを持ち、固定的な境界で画されている点に特徴をもつ。鉄山林の売買に用いられるのも、この区画である。他方、鉄業者が村方の田畑・屋敷地において製鉄や砂鉄採取の施設を設ける場合には、村方の許可を要するだけでなく、年貢の代納や稼行終了後の復元などが鉄業者に課せられる。

このように、農鉱複合空間としての山野において各主体が行使する権利には、地目ごとに相対的な強弱があり、そのことがたたら村落の資源利用をめぐる権利関係を複雑なものにしていた。

鉄山林の所持・売買にかかわる区画を上位区画とすれば、生木の売買に用いられる区画の基本的単位は、上位区画を細分した下位区画であった。生木売買の範囲は下位区画を単独ないし複数組み合わせで設定されるが、その広がりや売買のたびに変わる流動的なものであった。鉄山林の交換事例では、この下位区画ごとに生木代と土代を算出し、さらに区画群で合算して上位区画の代銀を求めている。その意味で下位区画は、資源評価のための空間単位でもあった。こうした区画の階層性は、鉄山林の所持と毛上の用益という二つの権利に対応していたとみることができる。

ところでたたら製鉄は、その資源多消費的性格から、しばしば森林の破壊・消失の原因とされてきた⁶⁸⁾。しかし、たたら製鉄が近世をつうじて存続しえた事実からすると、ある時間スケール・空間スケールでみれば、薪炭材が持続的に利用可能であったことは疑いな

い。森林消失による薪炭材の枯渇は、製鉄事業にとって原料基盤の喪失を意味する。作業場の移転によってそれを回避するとしても、実際には種々の制約があり、無主の山野を思いのままに移動するなどという状況は、少なくとも近世においては考えられない。鉄業者が自らの原料調達圏において森林資源の管理にかかわるのは、むしろ当然とさえいえる。ただ管理する権利の行使には、鉄山林を所持する鉄業者が生木の買主に諸規制を課するという面と、鉄業者が村方の資源利用活動を制限して排他的利用の実現を図るという両面があった。後者が争論の原因となったことはよく知られている。森林資源にたいする鉄業者の管理的行為をどのようにとらえるか、これも多面的な検討がまたれる論件といえよう。

本稿では、参照した史料が鉄業者や有力商人を当事者とするものに偏っていたこともあり、村方の資源利用活動について踏み込んだ議論に至らなかった。地方文書の博搜とあわせて今後の課題としたい。

(新居浜工業高等専門学校・非)

〔付記〕

本稿の作成にあたり、山絵図面の掲載をお許しいただいた柴田家はじめ、木下家・近藤家・緒形家・田部家・三上家、ならびに地元阿毘縁、日南町教育委員会・鳥取県立公文書館・鳥取県立図書館・鳥取県立博物館・米子市立山陰歴史館・島根県立古代出雲歴史博物館・島根県立図書館の皆様には、史料利用でお世話になるとともに、ご教示を賜った。記してお礼申し上げます。

〔注〕

- 1) 加地 至「19世紀伯耆国日野郡の村議定にみるたたら製鉄の社会集団」中国四国歴史学地理学協会年報10, 2014, 10-19頁。同「村議定からみた19世紀日野郡たたら村落の多様性」たたら研究54, 2015, 50-62頁。
- 2) 「山村」範疇における議論では、たとえば博

- 松静江が「たたら社会」としての山内集落を「特殊技術団の草分け村」に分類し、藤田佳久が「共同体的村落形成の未熟さ」を株小作世帯について指摘している。しかし本稿でいうたたら村落は、農耕を主たる生業の一つとする空間単位であって、これを「山村」類型に含めることについては別の検討が必要となる。樽松静江「日本農・山村の村落社会地理」(喜多村俊夫・樽松静江・水津一朗編『村落社会地理』大明堂, 1957), 221-224頁。藤田佳久『日本の山村』地人書房, 1981, 175-180頁。
- 3) 松尾容孝「たたら地帯における村落の開発と充実－島根県仁多郡奥出雲町の2事例による検討－」専修大学人文科学研究所月報 228, 2007, 29-71頁。
 - 4) 佐竹 昭「鉄山の利用形態」(奥出雲町教育委員会編『奥出雲町文化的景観調査報告書－奥出雲たたらと棚田の文化的景観－』奥出雲町教育委員会, 2013), 123-130頁。
 - 5) ①加地 至「飯石郡刀根村における山野利用」(雲南市教育委員会編『田部家のたたら研究と文書目録－田部家文書調査報告書－(上)』雲南市教育委員会, 2012), 116-135頁。②同「鉄山師文書からみた俵資料の採集地」(山陰たたら製鉄研究会『砥波における砂鉄採取の研究』山陰たたら製鉄研究会, 2017), 11-21頁。
 - 6) 貞方 昇『中国地方における鉄穴流しによる地形環境変貌』渓水社, 1996。
 - 7) 徳安浩明『たたら製鉄による中国山地の開発に関する歴史地理学的研究』博士論文(佛教大学), 2016。https://archives.bukkyo-u.ac.jp/rp-contents/HB/B055/HBB0551L001.pdf (閲覧日2022年1月26日)。非鉄金属の事例であるが、森林資源にも言及しながら鉱山の開発を論じた成果として、原田洋一郎『近世日本における鉱物資源開発の展開－その地域の背景－』古今書院, 2011。
 - 8) 領域についてその編成と空間的側面を論じた成果として、堀 健彦『古代中世における領域編成と空間的思考』知泉書館, 2020。
 - 9) 日野郡自治協会編『日野郡史 下巻』日野郡自治協会, 1926, 1159頁。
 - 10) 「生木」は、現に生育している薪炭用樹木をさし、草などとともに「毛上」を構成する。「立木」との用例上の違いは検出できていない。十歩一銀は、「村方寄合持之山」で鉦鍛作業場を操業する場合には「一村凌之為」として免除された。①鳥取県編『鳥取藩史 第6巻 殖産商工志・事変志』鳥取県, 1971, 303-304頁。②鳥取県編『鳥取県史 第9巻 近世資料』鳥取県, 1975, 944-945頁。③影山 猛「鳥取藩の鉄山政策と伯耆国鉄山業－日野郡根雨・近藤家を中心にして－」(瀬戸内海地域史研究会『瀬戸内海地域史研究 第三輯』文献出版, 1991), 120頁。
 - 11) 前掲10) ③117-118頁。
 - 12) ①加地 至「鳥取県日野川流域における鉦の立地と移動」たたら研究50, 2010, 50-60頁。②同「都合山鉦と地域社会」(角田徳幸・加地 至・池本美緒『鉄山師近藤家と都合山たたら 奥日野を支えた和鉄生産』日野町誌ブックレット作成委員会, 2020), 36-64頁。
 - 13) 前掲10) ②80頁。
 - 14) 鳥取県編『鳥取県史 第12巻 近世資料』鳥取県, 1979, 910頁。
 - 15) 日野郡上名村では、安永8(1779)年、田畑に近い御立山で繁殖した鹿や猿の獣害を防ぐため、「右御山続二、御田地より少し放れ、田こやし草山二土地宜敷場所御座候間、御見分之上、御立替被為仰付可被下候」と、場所替えを願い出ている。前掲10) ②999頁。
 - 16) 前掲9) 1703頁。
 - 17) 影山 猛「明治中期日野郡鉄山経営状況」伯耆文化研究11, 2009, 22頁。
 - 18) 生木売買の場合も、証文に鉦鍛作業場の開設や砂鉄採取を含むことを記載する例がある。中尾 鑛「たたら製鉄における鉄山の利用構造－伯耆の日野地方を中心として－」社会経済史学44-3, 1978, 23-39頁。
 - 19) 前掲10) ②13頁。
 - 20) 俵 國一著・館 充監修『復刻解説版 古来の砂鉄製錬法－たたら吹製鉄法－』慶友社, 2007, 60頁。

- 21) ①農林省編『日本林制史資料 松江藩』朝陽会, 1933。②同編『日本林制史資料 鳥取藩』朝陽会, 1933。いずれも鉄業者文書を収録するが、参照のさいには「一部分の抄出に止まるものや、原本との校合不十分なもの」が少なくない点に注意を要する。所三男「序」(徳川林政史研究所編輯『日本林制史調査資料総目録』雄松堂, 1971, 頁記載なし)。
- 22) 鉄山林の山番(山守・山廻)は、山所持人や鉄業者が近傍の村人に扶持米もしくは給銀を与えて委託する。御建山の山守とは異なり、藩の林野支配を担う職掌ではない。日野郡では文政年間以降、同郡金融事情の攪乱要因となった都合谷鉄山林の争論が、山守の盗伐発見に端を発する。文政9年「備中阿賀郡実村百姓太田正蔵ヨリ出入一件書類写」米子市立山陰歴史館所蔵。同鉄山林では、年々の運上銀30匁にたいし、山守給は70匁。出雲国では元禄6(1693)年、矢入鉄山(仁多郡小馬木村)の事例が古い。前掲21) ①40-42頁。
- 23) 山陰地方の山間部農村における「肥料用としての採草欲求」については、古島敏雄『日本農業技術史(下巻)』時潮社, 1949, 615頁。同『近世日本農業の構造』日本評論社, 1943, 156-158頁, を参照。
- 24) たとえば日野郡大菅村では、天保11(1840)年、木下家(小松田屋)の鉄山林で「小生木」の盗伐が発覚し、村方の薪・草・用木利用が禁じられている。「差入申一札之事」〔西木下家文書, 鳥取県立博物館所蔵〕。
- 25) 文化4(1807)年。前掲21) ①292-297頁。地目と地界の確定, 明文化した境書と山絵図の作成・共有, 利用と管理にかんする協定といった一連の行為は、農鋤複合空間において資源へのアクセスを制御するためであった。その意味で、Sack, R.D. の「領域性」概念に照応している。ロバート・デヴィッド・サック著, 山崎孝史監訳『人間の領域性—空間を管理する戦略の理論と歴史』明石書店, 2022, 34-37頁。
- 26) 前掲5) ①。
- 27) 天保12(1841)年~弘化3(1846)年。島根県立図書館所蔵松江藩郡奉行所文書, 文書群番号179。
- 28) 斎藤 一「近世林野所有再考—出雲鉄山の諸事例を題材に—」日本史研究681, 2019, 28-55頁。
- 29) 礪波・砺波・砺浪・外浪などの表記がある。本稿では引用史料を除き, 「砥波」とした。天保5(1834)年『伯耆国郷帳』によれば, 石高は81石余。幕末の戸数19, 人口109。景山 肅・雍卿編『伯耆志』幕末—明治初年成立(翻刻, 因伯叢書発行所, 1916)。
- 30) 以下, 史料出典は次のように表記する。柴田家文書(同家所蔵)は〔柴〕, 近藤家文書(同家所蔵, 鳥取県立公文書館寄託)は〔近〕, 家嶋家文書(島根県立古代出雲歴史博物館所蔵)は〔家〕とし, この3家については文書番号を付記する。整理中もしくは未整理のため文書番号を欠く中木下家文書(日南町教育委員会所蔵)と西木下家文書(鳥取県立博物館所蔵)は, それぞれ〔中〕〔西〕と略記した。なお緒形家が製鉄関連資産の多くを近藤家へ売却した関係で, 近藤家文書は緒形家文書の一部を含む。安藤文雄「目録作りの楽しみ—近藤家文書を中心に—」鳥取県立公文書館研究紀要2, 2006, 46頁。
- 31) 前掲9) 2020-2021頁。今井鑑蔵「江戸時代中期における鉄山経営と鉄山師の性格—鳥取県日野郡地方を中心として—」法経会論叢14, 1955, 157-158頁。
- 32) 岩永 実「鉦製鉄の生産構造」(多田文男・石田龍次郎編『現代地理講座7 生産の地理』河出書房, 1956), 267-294頁, など。
- 33) 鳥谷智文「近世後期における出雲国能義郡鉄師家嶋家の経営進出—出雲国飯石郡及び伯耆国日野郡への進出事例—」たたら研究50, 2010, 1-14頁。
- 34) 現時点では柴田家が直接製鉄事業を手がけたという確証は得られないので, こうした資産所有の目的は, 薪炭材や砂鉄の販売収益にあったとみておきたい。
- 35) 〔柴 3972〕。
- 36) 明治3(1870)年「永代売渡申内林之事」〔中〕。「三上家永代気録覚」(高木 寛解

- 読、原本焼失)の明和6(1769)年7月の記事から、古くは「百姓中惣持草山」と推定される。上阿毘縁村では、天明4(1784)年、凶作を機に草山の一部を内林へ地目変換したうえで、松田屋へ売り渡した例がある。「永代売渡ス内林之事」〔中〕。
- 37) 「永代売渡内林之事」〔柴 3037〕・「永代譲証文之事」〔西〕。なお「押立」は、製錬作業建屋(高殿)を支える押立柱4本を鉄山林に見立てて持分を表す慣行からきており、押立4本が10割に相当する。佐竹 昭「絲原家の鉄山証文」(横田町教育委員会編『鉄師絲原家の研究と文書目録ー絲原家文書悉皆調査報告書ー』横田町教育委員会, 2005), 43頁。
- 38) たとえば、寛政12(1800)年「永代売渡鉄山所之事」〔中〕に「砥波村鉄山所上ミ鉦山之内母里山」とある。母里山は永谷山と粟谷越シ山の一部。ほかに明治6(1873)年「地券之証」〔家2-165-①〕, 同11(1878)年「生木買請議定証」〔柴 2273-1〕に、「上鑪山」の用例がある。「鑪」は「鉦」の本字。
- 39) 砥波川右岸の鉄山林については境界線を欠く。「山形」表現については、米家泰作「山村の村絵図にみる山容描写と空間構成」『中・近世山村の景観と構造』校倉書房, 2002, 197-214頁, に詳しい。
- 40) 〔家 2-173〕。砥波鉦研究会編『砥波鉦の研究』2011, 鳥取県文化財保存協会, に図版1として掲載。山絵図面にくらべ山地部の彩色が粗く、道を示す朱線に一部にじみがある。前掲5)②。
- 41) 〔近 7836〕。鳥取県編『鳥取県史 第8巻 近世資料』鳥取県, 1977, 571-576頁。影山 猛編『日野町根雨 近藤家資料集 第1編』影山 猛, 1984, 5-30頁。前掲10)③122-124頁。村ごとに鉄山林(一部内林を含む)の名称と緒形家買得の年月、売主、共有人持歩、運上などを記載する。表紙に「享和二年改」とあるが、記載は延享3年(1746)から文化9年(1812)まで。
- 42) 緒形家文書「天保六未八月改 御運上山番給取調帳」〔近 977〕によれば、上鉦山の山番要兵衛への給米7斗は、持分62.5%の緒形家が4斗3升7合5勺、残る2斗6升2合5勺は合計持分37.5%の木下(小松田屋)・手嶋両家が負担した。中鉦山・下鉦山の山番給4斗のうち、緒形家(持分25%)は1斗を出している。
- 43) 安政3(1856)年9月調べ「奥日野鉄山代数」。前掲9)1745頁。鉄山林別の代数(ここでは1代が大炭3000貫)は、砥波山が^{たんなか}谷中山(山裏村)とともに650代で最大、これに大菅山の600代が続く。
- 44) 「此所、下夕地案内違へ有之候趣二付、此度永谷山合持人・中松田屋^并大山合持人共、立谷(合)之上、古証文届等引合、かけ紙之通、永谷山二相当申候事 嘉永六年丑五月一二日」。なお「土井塔」に「△傳右衛門山」の付箋があるが、ここは明治期の史料では家嶋家の丸持となっている〔近 7806〕。
- 45) 「文化八年未五月二十一日境見分 谷方左り朱印之内母里山」と記された略絵図がある。〔中〕。
- 46) 家嶋絵図にはBの切羽にも井手が描かれている。なお取水点から上流側が集水域となるが、井手と交わる支谷の水も利用された。
- 47) 大菅村左之谷鉄穴にかんする寛政9年「永代売渡ス鉄穴之事」〔柴 3053〕。
- 48) 角田徳幸「砥波上鉄穴の調査」前掲5)②24頁。上鉄穴については魚切谷川に取水堰が4か所、同川右岸を中心に小規模ながら水源用の池が6か所、そのほか尾根を貫通する間歩や、鞍部を開削して水路を通す切通しも観察されている。
- 49) 前掲20)98-136頁。前掲40)。
- 50) 〔柴 3956〕。
- 51) 〔近 7825〕。
- 52) 前掲9)1232頁。
- 53) この4か所は、文政6(1823)年には正銀17貫目と見積もられていた。「他国者家督取調帳」〔柴 3071〕。
- 54) 別家のさい万作から藤四郎にあてた天保6年11月「義定証文之事」〔西〕には、「大菅鉦、貴殿壺分二引受被致候」とある。万作は文久2(1862)年に、「大菅山鉦壺ヶ所之内、私持分七歩之所」を125両で藤四郎・九八郎父子に売り渡しており、この時点ま

- で万作は大菅鉦の7割を所有していたことになる。「売渡申鉦之事」〔西〕。
- 55) 〔柴 2478-1〕。
- 56) この二区画は他とは来歴・所持状況が異なるため、山絵図面でも長谷山(永谷山)は無彩色、恒次郎持分(常治良山)は黄緑色で区別されている。前者は母里山、後者は常次郎山・常二郎山などとも記される。
- 57) 表3の①～④は表2のⅧ・x～xiiに対応するが、このうち②～④は理由は不明ながら伐採年とその後の年数が整合しない。
- 58) 天保10年2月に大菅村鍛冶屋師五右衛門が生木を購入していた。「山生木買場書之事」〔柴 2479-1〕。
- 59) 佐竹 昭「出雲の鉄師と鉄山集積－飯石郡田部家を中心に－」(島根県古代文化センター編『たたら製鉄の成立過程』島根県教育委員会, 2020), 294-296頁。
- 60) 斎藤は、土代を「砂鉄をとるための土」としている。前掲28) 47頁。しかし砥波村の場合、山絵図面で確認できる上鉦山の鉄穴が少なくとも7口(図3のA～G)あるにもかかわらず、交換物件とされたのが4口にとどまることからすると、鉄山林の所持は無条件にその境界内での鉄穴稼行権を含むものではないといえる。
- 61) 前掲59) 296頁。日野郡の古い例としては、元文2(1737)年「潤谷山之内かり屋原長左近鉄山所」の永代売り証文に、境書に続けて「土木共無抜目永代二売切」とある。〔近7820-1-1〕。
- 62) 大菅村でも、鉄山林は三上家はじめ村方鉄山師から、次第に阿毘縁郷以外の鉄山師・富裕商人らの所持へと移っており、共有人構成が広域化していく傾向を指摘できる。
- 63) 〔柴 3007-10-4〕。交換証文には次の一条がない。「鉄穴、右鉄山所之内へ御掘替被成候ても、私持分田畑之内へ池川八相成不申候」。「池川」は選鉱場をさす。
- 64) 交換前の天保7(1836)年、緒形家が名請している鉄山林などを書き上げ、柴田家へ差し出した一札によれば、柴田家は大菅村の4か所を含め鉄山林10か所(うち2か所は押立2本、ほかは丸持)、鉄穴2口(持分は半分)、内林1か所を日野郡内に所持していた。〔柴 3007-10-2〕。これら資産の名請人は、寛延2(1749)年、それまでの米子の商人(蔦屋・石賀屋)から緒形家へ変更された。〔柴 3007-9-2〕。
- 65) 藩により事情は異なるが、山帳など公的な帳簿類に所持人として記載があることも、これに加えてよかろう。鉄山林に課せられる運上は、鳥取藩では山柄役あるいは柄役運上銀などと称した。なおここでいう管理とは、あくまで製鉄事業の原料確保を目的とする限りにおいてという意味である。
- 66) 山崎一郎「正徳四年「覚書」について－近世前期における櫻井家の鉄山経営－」(島根県奥出雲町教育委員会編『櫻井家たたらの研究と文書目録－櫻井家文書悉皆調査報告書－』島根県奥出雲町教育委員会, 2006), 32-33頁。佐竹 昭「田部家の鉄山集積過程と鉄山証文」(雲南市教育委員会編『田部家のたたら研究と文書目録－田部家文書調査報告書－(上)』雲南市教育委員会, 2012), 30-50頁。
- 67) 元禄8(1695)年、松笠村「売渡申鉄山之事」。前掲21) ①46頁。鉄山林ではないが、村方が不便な松茸御立山について「山守は不及申上私共政道難儀」として、村中柴草山への地目変更を願い出た例もある。正徳2(1712)年、奥宇賀村「御断申上一札之事」。同, 58頁。
- 68) たとえば、石 弘之『名作の中の地球環境史』岩波書店, 2011, 277-288頁。斎藤 修『環境の経済史－森林・市場・国家』岩波書店, 2014, 101頁。

Spatial Composition and Resource Utilization in the Tatara Villages in Early Modern Japan: A Case Study of Tonami Village in Hino County, Houki Province

KAJI Itaru

This study examines the spatial composition of mountains in *tatara* villages in early modern Japan and the competing interests among stakeholders who regulated access to resources, by analyzing a pictorial map and related historical documents.

Tatara iron manufacturing is a traditional method of iron-making that uses iron sand and charcoal as raw materials. In the early modern period, it developed in the inland mountainous areas of the Chugoku region and along the coast of the Sea of Japan. In this study, we regarded the villages that had a socio-economic relationship with the iron industry as tatara villages, and selected Tonami Village in Hino County of the Tottori domain as the research area.

The mountains of the tatara villages correspond to areas other than cultivated land and residential land, and consisted of three land categories: grassland (*kusayama*), where peasants collected grass for fertilizer and fodder; wooded areas owned privately by peasants (*hyakushomochi-bayashi*); and fuelwood forests for iron-making owned by iron manufacturers (*tetsuzan-rin*). In each area, the villagers (*murakata*) and the iron manufacturers (*tetsuzan-shi*) used the resources. The former used the low and flat land in the center of the village mainly for cultivation and gathering grass and firewood. In contrast, the latter used high slopes at the periphery of the village for iron production.

The characteristic feature of the tatara villages is the complex overlap between the agricultural use of resources by the villagers and the mining of resources by the iron manufacturers in each area. These two types of resource utilization were regulated by the strength of various rights between the villagers and the iron manufacturers. For example, the villagers had stronger rights to cultivated land and weaker rights to *tetsuzan-rin*, whereas the rights of the iron manufacturers to use resources were the opposite.

An analysis of the pictorial map drawn in 1839 and related documents on Tonami Village indicates the following.

First, the spatial extent of the sale of fuelwood forest land was different from that of the sale of live trees. While the former was broad and fixed, the latter consisted of smaller parts, which were more flexible in order to accommodate tree growth and various other conditions.

Second, in the 1839 case of the exchange of fuelwood forests owned by the Kinoshita family, an iron manufacturer, in Tonami Village, and those owned by the Shibata family, wealthy merchant of the Mori domain, in Osuge Village, the prices of land and live trees were estimated separately. Judging by the method of calculating the estimated price, the right to use live trees was separated from the right to own the land.

Third, for iron manufacturers, owning *tetsuzan-rin* meant that they were obligated to pay taxes and had the right to sell the live trees and manage forest resources.

The characteristics of the tatara village revealed by this study contribute to our understanding of the inland of the Chugoku region.

Key words: tatara iron manufacturing, fuelwood forests for iron-making, resource utilization, pictorial map, Tonami Village